○経済産業省告示第百三十八号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第五項の規定に基づき、昭和五十年通商産業省告示第百七十号（伝統的工芸品として指定した件）の一部を次の表のように改正し、同条第七項において準用する同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　伝統的な技術又は技法 1　手描友禅にあつては、次の技術又は技法によること。 ㈠～㈢　（略） ㈣　黒色に地染をする場合には、原則として伏せのりをしないこと。ただし、ぼかしを入れる等の防染が必要な場合は、この限りでない。 ㈤　（略） 2　（略）	二　伝統的な技術又は技法 1　手描友禅にあつては、次の技術又は技法によること。 ㈠～㈢　（略） ㈣　黒色に地染をする場合には、伏せのりをしないこと。 ㈤　（略） 2　（略）
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百三十九号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第五項の規定に基づき、昭和五十年通商産業省告示第百五十四号（伝統的工芸品として指定した件）の一部を次の表のように改正し、同条第七項において準用する同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　伝統的な技術又は技法 1　次の技術又は技法により製織された織物とすること。 ㈠　平織りとすること。 ㈡　（略）	二　伝統的な技術又は技法 1　次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。 ㈠　先染めの平織りとすること。 ㈡　（略）
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千二百九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十二日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十七年十一月二十日から令和十四年三月三十一日まで

三　施行地区　大阪府大阪市北区豊崎七丁目、中津一丁目、中津二丁目、中津三丁目、中津五丁目、大淀中一丁目、大淀南一丁目、大深町、梅田三丁目及び大阪市福島区福島六丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　大阪都市計画事業大阪駅北大深西地区土地区画整理事業

五　事務所の所在地　大阪府大阪市北区梅田一丁目十三番一号大阪梅田ツインタワーズ・サウス二十一階（変更前：大阪府大阪市北区大深町四番二十号グランフロント大阪タワーA十七階）

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十七年十一月二十日

七　施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　令和八年十月二十二日

○国土交通省告示第千二百九十二号

横浜市からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案（事案番号令八第五〇〇一号）については、令和八年十月一日付け国運審第十二号により、運輸審議会から、認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和八年十月二十二日

国土交通大臣　井林　辰憲

○国土交通省告示第千二百九十三号

日本トランスオーシャン航空株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号令八第九〇〇二号）については、令和八年十月一日付け国運審第十三号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和八年十月二十二日

国土交通大臣　井林　辰憲

国会事項

衆議院

議案提出

十月二十日議員から提出した議案は次のとおりである。

就業者の租税及び社会保険料による負担の軽減のために講ずべき措置に関する法律案（浅野哲外三名提出）

議案撤回申出

十月二十日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘外三名提出、第二百二十一回国会衆法第三一号）

議案撤回

十月二十日議員からの申出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

賃金上昇を上回る所得税の負担増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘外三名提出、第二百二十一回国会衆法第三〇号）